

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯の学生に対する授業料免除(後期分)について

新型コロナウイルス感染症の影響により以下の「1. 対象者」に該当する場合は、本要項による授業料免除(後期分)に申請することができます。なお、本要項による授業料免除(後期分)については、通常の授業料免除(後期分)とは異なる申請基準となり、別に審査を行います。

また、この授業料免除は、国からの「新型コロナウイルス感染症により家計が急変した学生に対する授業料等減免に関する予算措置」に基づき特別に実施されるものであるため、今後、新たに国からの措置がない場合は、従来からの大阪大学授業料免除等制度(通常の授業料免除)による申請となります。

注1 高等教育修学支援制度の申請要件を満たす方(既に同制度の支援を受けている方や申請予定の方)は、同制度の家計急変採用に申請ください。

注2 本要項の「1. 対象者」に該当しない方で、授業料免除を希望する場合は、本学ホームページに掲載する「大阪大学授業料免除等制度 2022年度入学科・授業料免除等申請要項(後期)」を確認して、通常の授業料免除に申請してください。

1. 対象者

学部・大学院に在籍(入学)する正規学生で、以下の(1)、(2)のいずれかに該当し、かつ事由発生後の世帯全体の所得が本学の授業料免除制度における基準(収入及び学力)を満たす者

- (1) 国や地方公共団体が 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援の受給証明書を提出できること
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変後の家計支持者(※1)の所得(※2)が家計急変前の2019年、2020年もしくは2021年の所得と比較し、1/2以下となっていること

(注意点)

※1 家計支持者について

- ・申請区分「一般」で申請する方の家計支持者とは、父及び母又は父母に代わり家計を支持する者
- ・申請区分「独立生計者」で申請する方の家計支持者とは、申請者本人及び配偶者
- ・申請区分「私費外国人留学生」で申請する方の家計支持者とは、申請者本人及び配偶者(日本で同居している場合に限る)

申請区分	要件
一般	独立生計者、私費外国人留学生のどちらにも該当しない場合
独立生計者 ※	以下の1～3の条件をすべて満たしていること 1. 本人(及び配偶者)の父母等と別居している 2. 本人(又は配偶者)に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される 3. 所得税法上、父母等の扶養家族でない
私費外国人留学生	在留資格が「留学」である私費外国人留学生

※ 独立生計者とは、原則、1年間生活できるだけの恒常的な収入が本人・配偶者(どちらか一方又は両方)にあり、その収入によって生計を成立させている者をいいます。この点で疑義が生じる場合は、確認を行い、独立生計者として認めないこともあります。

※2 所得について

- ・新型コロナウイルス感染症の影響で減収となる事由発生後の所得を証明する書類(給与明細書等)に基づき算出してください。
給与所得者・・・原則、家計支持者の直近3か月の収入を4倍にした額(様式13-1又は13-2参照)
給与所得者以外(自営業者)・・・家計支持者の直近3か月の所得(事業収入から必要経費を除いた額)を4倍にした額(様式13-3参照)

※3 私費外国人留学生について

- ・私費外国人留学生については、父母等からの仕送りの減少のみでは、対象者に該当しません。
- ・私費外国人留学生については、「1. 対象者」の(1)又は(2)のいずれかに該当し、かつ以下のいずれかに該当する方に限ります。
 - 一 2019年1月から12月までの間に日本国内で収入があった方
 - 二 2020年1月から12月までの間に日本国内で収入があった方
 - 三 2021年1月から12月までの間に日本国内で収入があった方

2. 提出書類(書類は2022年10月1日時点の状況で作成してください。)

No.	必要書類等	
1	『大阪大学授業料免除等制度 2022年度授業料免除等申請要項』に定める後期(10月～3月)分授業料免除申請に必要なすべての書類【大阪大学授業料免除等制度 2022年度入学科・授業料免除等申請要項(後期)】 https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/remission/system 	
2	家計支持者の「2020年度(2019年分)所得・課税証明書(原本)」又は「2021年度(2020年分)所得・課税証明書(原本)」又は「2022年度(2021年分)所得・課税証明書(原本)」	必須
3	授業料免除申請確認書【様式14】	
4	給与所得者 ① 家計急変後の家計支持者の所得が2019年、2020年もしくは2021年の所得と比較し1/2以下となっていることがわかる書類【様式13-1、又は様式13-2と直近3か月分の給与明細】 給与所得者以外の方 ② 家計支持者の直近3か月分の収入金額・必要経費・所得金額がわかる書類【様式13-3と根拠書類】 国や地方公共団体が実施する新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援の受給証明書又はこれに類するものと認められる公的証明書 ※公的支援については、日本学生支援機構の「支援新型コロナウイルス感染症の影響を 事由とする家計急変において認められる公的支援の例」に準じるものとします。詳細は日本学生支援機構ホームページで確認してください。 【日本学生支援機構ホームページ】 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html 	の い ず れ か を 提 出
		任意

3. 申請手続き

『大阪大学授業料免除等制度_2022年度入学科・授業料免除等申請要項(後期)』に記載の方法に基づき、期日までに手続きを行ってください。

① 2022年10月4日(火)16時30分までに免除等申請システムに登録。

「大阪大学授業料免除等申請システム」 <https://cs-web.osaka-u.ac.jp/menjo/>

② 2022年10月7日(金)16時30分までに必要書類を次のいずれかの方法で吹田学生センターに提出

A: 郵送(「特定記録郵便」等記録の残る方法) ※2022年10月7日(金)の消印有効です。

〒565-0871

大阪府吹田市山田丘1-1 大阪大学吹田学生センター 宛

B: 各キャンパス学生センター前「学内提出 BOX」への投函

【学内提出 BOX 設置場所】

・吹田学生センター: IC ホール1階

・豊中学生センター: 学生交流棟2階

・箕面学生センター: 外国学研究講義棟2階

※A, Bいずれの場合も角2封筒に送付票を貼り、提出書類一式を入れること

4. 問合せ先

吹田学生センター授業料免除担当

TEL: 06-6879-7088, 7161

E-mail: gakusei-sien-en1@office.osaka-u.ac.jp